平成２２年（フ）第８４０号
神奈川県小田原市北ノ窪411番地の５　サンモール木村205
債務者　横山麻理子（旧姓泉川）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１９号
新潟市西蒲区割前110番地12
債務者　宮内　雅美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７８号
新潟県新発田市早道場593番地１
債務者　渡邊　美夢
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１８４号
山口県宇部市大字西岐波2628番地６
債務者　中村　早苗（旧姓重永）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３５４号
香川県高松市国分寺町福家甲2841番地15
債務者　大濱　輝廣
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３５５号
香川県高松市国分寺町福家甲2841番地15
債務者　大濱　澄代（旧姓大江）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４２６号
香川県高松市屋島西町2314番地　県住19―204
債務者　井町　行雄
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４１２号
茨城県つくば市松代１丁目４番地22　岡野ハイツＢ棟103号
債務者　根本寿香こと　黄　　壽香
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４１４号
茨城県土浦市卸町１丁目５番３―202号　グランパルクＫ
債務者　山田　圭子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３０５号
名古屋市南区笠寺町字上新町53番地　ラ・マーレ201号
債務者　松山　賢治
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９９８号
名古屋市港区龍宮町１番地の５　龍宮荘407号
債務者　藤﨑ルイスこと　ＦＵＧＩＺＡＫＩ　ＬＵＩＺ　ＥＩＴＩ
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１０４号
名古屋市中川区中島新町２丁目1001番地
債務者　伊藤　聖人
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１２２号
名古屋市天白区平針南１丁目301番地　平針住宅11街区４号棟101号
債務者　堀尾　　学
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１６９号
愛知県春日井市白山町５丁目13番地５　アドザックス白馬Ｂ棟101号
債務者　工藤　明彦
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７６０号
大阪市住吉区長居西２丁目13番23―205号
債務者　絹谷　　康
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２０４号
大阪市中央区上本町西１丁目４番23―503号、申立時の住所大阪市中央区備後町１丁目４番６―805号
債務者　藤原　秀典（旧姓十河）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２４８号
大阪府茨木市耳原１―６―29　エトワール203号、住民票上の住所大阪府高槻市塚原４丁目７番18号
債務者　宮本　信治
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部